

汚染土壌対策について

知多南部広域環境センター建設に伴い実施した土壌汚染調査については、平成31年3月15日に公表したところです。

この調査結果をもとに以下の内容で汚染土壌対策を実施しています。

汚染が判明した区画は、形質変更(掘削等)の有無又は汚染の内容により措置の内容が異なります。汚染が判明した物質、汚染の内容及び措置の内容などは以下の表のとおりです。

特定有害物質名	汚染の内容	形質変更等	措置の内容
鉛	第2溶出基準超過	掘削	掘削後場外搬出
	溶出量基準超過	残置	地下水モニタリングによる監視
	含有量基準超過	残置	覆土又はアスファルト舗装による飛散防止
水銀	溶出量超過	掘削	掘削後場外搬出 ただし、掘削場外搬出までは、地下水モニタリングによる監視
砒素	溶出量超過	掘削	掘削後場外搬出
		残置	地下水モニタリングによる監視
六価クロム	溶出量超過	残置	地下水モニタリングによる監視
ふっ素	溶出量超過	残置	地下水モニタリングによる監視

なお、鉛、水銀、砒素に係る汚染土壌及び調査時に判明した廃棄物の場外搬出は、完了しています。

また、溶出量超過区画で当面工事に支障のない区画には、不透水シートを敷設し、雨水の遮断を行っているほか、建設地周辺を仮囲いし、一般の方が立ち入ることができないよう措置を行っています。